

平成 31 年度第 1 回広島市総合教育会議 議事録

1 日時

令和元年 11 月 26 日(火) 午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場所

市役所本庁舎 14 階第 7 会議室

3 出席者

松井市長

教育委員会：糸山教育長、井内委員、栗栖委員、秋田委員、伊藤委員、西委員

4 事務局等出席者

企画総務局長、企画調整部長、政策企画課長

教育次長、青少年育成部長、学校教育部長、指導担当部長、教育センター所長、総務課長、教育企画課長、施設課長、教職員課長、特別支援教育課長

こども・家庭支援課障害児支援担当課長

5 傍聴者等

(1) 傍聴者 0 人

(2) 報道関係 0 社

6 議題（全て公開）

今後の特別支援教育のあり方について

7 議事の概要

<政策企画課長>

ただいまから、広島市総合教育会議を開催いたします。

本日は本会議の構成員である、市長、教育長及び教育委員の皆様に加え、市長事務局及び教育委員会事務局などの職員も出席しておりますが、時間の都合上、配席図をもちまして紹介に代えさせていただきます。御了承ください。

それでは、ここからの進行は市長にお願いいたします。市長よろしくお願いたします。

<市長>

着席のままで御挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「今後の特別支援教育のあり方について」をテーマに協議させていただければと思っているところであります。このテーマで議論いただく動機付けを申し上げますと、SDGs、多くの方がバッジを着けたりしてだいぶ広まってきているのですけれども、2015 年 9 月に国連で採択いたしまして、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標を掲げてこれからいろいろな課題にチャレンジしていこうということで国連で提唱しているもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂

性のある社会の実現を目指すとして、17 のゴールをいわゆる国際的な目標として掲げております。

そうした中で、教育に関しましては、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という目標が設定されていまして、その中で特に持続可能な開発にとって教育が最も有効かつ効果的な手段であるという記述がある、ということが一つありました。

そして、そういったことを受けて我が国を見てまいりますと、誰もが家庭の経済事情に左右されることなく、質の高い教育を受ける機会を享受できる社会を作る。そのためには、幼児教育や高等教育の無償化をするという取組をしています。そして、その重要性を国の理念として、さらには憲法に位置付けるよう、憲法改正の論点にするというような動きがあります。

こうした社会的な背景を踏まえてまいりますと、本市の学校において、多様な個性・特性を持つ子どもたちが就学しており、中でも、知的障害とか発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増えているということに着目していかざるを得ないのではないかと思うわけであります。

そこで、「誰一人取り残さない」という基本的な理念に立つならば、こういった児童生徒の将来の社会的な自立に向けた支援をより充実させること、これは、ある意味で公教育の大きな使命ではないかなと思うわけです。そこで、そのための支援のあり方をもう一回原点に立ち返って考えてみることで、本市における教育行政をどうするかということ、皆様方ときちんと議論する場が設定されているわけですから、議論いただいて、基本的な考えを整理する。そして、現下の諸課題に対応するときに、このあるべき姿と、どういうふうに調和させるかということを考えていきたいなと思います。県では、ある意味でエリート教育をやるという位置付けで、公立の学校に使命を託しています。それも一つのやり方ですけれども、県と市が連携しながら、公的教育をうまく推進するといったときに、「誰一人取り残さない」というところに少し焦点を当てて議論してみるのはどうかなということ設定してみました。

まずは、資料について事務局からの説明をお願いいたします。

<特別支援教育課長>

それでは、事務局より資料の説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず初めに、お手元の資料1を御覧ください。これは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の推移と特別支援学校の位置付けに関する資料です。上側のグラフは、広島市立小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の推移を表したものです。グラフの中では、上段の黒四角のグラフは、市立小・中学校、約200校ございますが、その児童生徒数全体を表しております。左端の平成22年度は約9万6,000人の児童生徒がいましたが、右端の平成31年度は約9万4,000人と、この10年間で約2,000人減少しております。

次に、中段の波線にひし形のグラフですけれども、これは通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数を表しています。これは、発達障害等の医師

からの診断名がある児童生徒と、診断名はないですが、学校側が保護者等の申出も含めて配慮を要すると判断している児童生徒も合わせたものになっております。平成22年度は約2,000人でしたが、平成31年度は約5,600人と、この10年間で約3,600人、2倍以上の増加をしており、平成31年度のこの5,586人というのは、通常の学級の全児童生徒数に占める割合としましては6.1%に相当します。

次に、下段の破線に三角のグラフは、知的障害や自閉症・情緒障害等の特別支援学級に在籍している児童生徒数を表しています。平成22年度は約1,400人ですが、平成31年度は約2,600人と、この10年間で約1,200人、2倍近く増加をしております。平成31年度の全児童生徒数に占める割合ということになりますと2.8%になります。

この中段の、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒と、下段の特別支援学級に在籍する児童生徒を合わせますと、広島市立小・中学校の特別な教育的支援を必要とする児童生徒数というのは、全児童生徒数に占める割合が平成22年度は約3.6%でしたが、平成31年度は8.8%と、この10年間で大幅に増加しております。

なお、グラフの下の枠囲いには、このような状況を踏まえ、現在の小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の受入体制をいくつか示しております。特別支援学級の学級編制が1クラス8人であることだとか、担任以外に必要なに応じて特別支援学級の指導員を配置していること。また、通常の学級においては、特別支援教育アシスタントを配置していることや、適切な支援につながるよう、巡回相談指導を実施していること。それから、全校には、各学校で特別支援教育の推進役として特別支援教育コーディネーターを配置しております。そのうち16人が専任で、それ以外は担任と兼務しているコーディネーターであることなどを書いております。

次に、下側のグラフですけれども、これは知的障害者を対象とする広島市立広島特別支援学校の児童生徒数の推移を表したものです。上段が小中高等部の全学部を合わせた児童生徒数の推移です。中段が、高等部の生徒数の推移です。下段が、重なっているのので一つに見えますが、点線に三角のグラフが中学部でして、同じく点線になっているのですが、ひし形のグラフが小学部のそれぞれの児童生徒数を表しています。このグラフの上段の全児童生徒数で見ますと、平成22年度は312人で、平成31年度は560人。この10年間で248人増加しております。なお、現在の広島特別支援学校は、平成24年9月に中区大手町から南区出島に移転開校しております。

グラフ下の枠囲いには、特別支援学校の受入体制を示しています。上側の小・中学校のグラフ下の枠囲いの記載と比べていただくと、児童生徒の受入れの体制に違いがあるというのが分かります。特別支援学校の場合、学級編制がちょっと違っておりまして、単一障害では、小・中学校は6人で1学級、高等部は8人で1学級、重複障害の場合は、小・中・高等部とも3人で1学級ということや、担任以外にも、教員を付けておりますし、また、介助員も付いております。

この、資料1の上側と下側の両方のグラフを見ますと、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数がこの10年間で大幅に増加しております。

なお、このような児童生徒一人一人のニーズや障害の状態、程度に合わせて特別支援学校、小・中学校の特別支援学級、通常の学級など、多様な学びの場があり、これ

らの学びの場に応じて、施設設備の面や人的配置の面でも違いがあります。特別支援学級と通常の学級は同じ小・中学校内の学びの場ですが、特別支援学校は、グラフの下の枠囲い記載のとおり、小・中学校と比較して学校としての体制に大きな違いがあります。基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションの育成に困難度の高い児童生徒にとって、人的配置や施設設備が整った体制で、一人一人の特性に応じた教育を提供できる学校という位置付けになっております。

次に資料を1枚めくってください。資料2-1を御覧ください。これが、広島市域とその周辺地域における知的障害者を対象とする特別支援学校それぞれの就学区域を色分けして表した図です。ピンク色の中・東・南・西区と安芸区も含めまして、この児童生徒は市立の広島特別支援学校の就学区域ですので、広島市が担当するエリアとなります。それ以外の区の児童生徒は全て県立の特別支援学校の就学区域になりますので、広島県が担当するエリアとなります。ただし、安芸区については、色合いを変えておりますが、市立広島特別支援学校と県立呉特別支援学校との重複区域になっておりまして、どちらの学校に通っても良いこととなっております。

県立の特別支援学校においては、まず県立呉特別支援学校というのは、安芸区のほかに呉市の一部地域と江田島市及び安芸郡を就学区域としています。それから、県立広島特別支援学校が中ほどにあります。これは安佐南区の祇園地区、安佐北区の白木・高陽地区のみを就学区域としている学校です。その北側にあります県立広島北特別支援学校は、今申し上げました県立広島特別支援学校の就学区域を除いた安佐南区と安佐北区の全てを就学区域としておりまして、このほか、安芸高田市及び山県郡も就学区域としています。西側にいきますと緑色のところに、県立廿日市特別支援学校がありますが、これは佐伯区を就学区域としておりまして、このほか大竹市及び廿日市市も就学区域としています。

なお、特別支援学校は法的には設置義務が都道府県にあるため、現在は県立校を基本としつつ、広島市は一部地域のみ、過去の経緯から市立の特別支援学校を設置して児童生徒を受け入れております。

次に1枚めくっていただきまして、資料2-2を御覧ください。これは今申し上げましたような過去の経緯が分かるように、県立、市立の知的障害者を対象とする特別支援学校の整備に関する経緯をまとめたものです。

昭和48年度には、特別支援学校の設置や就学というものが、昭和50年度から義務化されるということが予告として示され、翌49年度には、県内初の知的障害を対象とする特別支援学校として県立廿日市養護学校を設置し、広島県全域を就学区域としました。昭和54年度には、吉島小学校の一部施設を県に無償貸与して、市立広島特別支援学校の前身となる、県立廿日市養護学校吉島分校が設置されました。そして、昭和58年度には、大手町中学校跡地に広島市立広島養護学校が設置されました。当時は佐伯区がまだなかったため、広島市全域を就学区域としていました。その後、昭和63年度には県立広島北養護学校が設置されまして、安佐北区と安佐南区を就学区域としました。このことで、広島市立広島養護学校としては、就学区域が現在の就学区域と同じものになりました。なお、この表をずっと下がって平成28年度には、県立広島北特別支援学校の就学区域の一部を、県立広島特別支援学校に新たに設けた知

的障害部門の就学区域としたことで、現在の広島市全体の児童生徒が就学する県立及び市立の特別支援学校の就学区域が固まっております。御覧のように、市立広島特別支援学校が出島に移転開校した平成 24 年度以降、児童生徒の増加対策として、就学区域の再編や校舎増築を行っております。

次に、1 枚めくっていただきまして資料 2-3 を御覧ください。これは、本市の児童生徒が就学している、県立と市立の知的障害を対象とする特別支援学校の小・中・高全学部を合わせた児童生徒数の推移を表したものです。御覧のように、市立広島特別支援学校の増加は著しいのですが、他の特別支援学校におきましても、程度の差はあるものの、児童生徒数は増加傾向にあります。

さらに、1 枚めくっていただきまして、資料 3 を御覧ください。これは広島市立広島特別支援学校高等部の一般就労率の推移を表したものです。市立広島特別支援学校におきましては、義務教育段階修了後に、将来の社会的自立に向けた支援の重要性に鑑み、平成 24 年度の移転開校の年に合わせて、高等部に普通科職業コースを設置したり、求人企業の開拓や生徒の就労支援を行う教員であるジョブサポートティーチャーを配置したりするなど、高等部における職業教育の充実を図ってきました。特別支援学校は、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じてきめ細かく指導・支援を行う学校です。知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえた指導を行ったり、知的障害のある生徒が社会的自立を図ることができるようにするために、職業教育を充実したりする必要がありまして、そこに特別支援学校の専門性が求められているということになります。御覧のように、平成 21 年度の一般就労率は全国に比べてかなり低かったのですが、平成 24 年度以降、全国平均並みになりまして、全国平均を超える高い就労率の年もあるようになっていきます。

次に、1 枚めくっていただきまして、資料 4 を御覧ください。これは、現在の広島市立広島特別支援学校の施設及び管理運営についてまとめたものです。1 の現行の学校施設の(1)や(2)にございますように、敷地面積は 2 万 5,000 m²で、建物の延べ床面積は 1 万 7,000 m²となっております。(3)にありますように、平成 24 年度に移転開校した際の施設設備費は、用地取得費に約 31 億円、それから工事費に約 50 億円と、合わせて 83 億円掛かりました。その財源の内訳は、国費が約 14 億、市債が約 55 億円、市の一般財源が約 15 億円でした。

次に 2 は、昨年度の市立広島特別支援学校の教職員数です。表の中ほどに小計という欄がございますが、いわゆる校長や教員が 214 人おりまして、そのほか非常勤の職員も含めると、合計で 329 人の教職員がおります。

また、最後に 3 の管理運営費ですが、これは平成 30 年度の決算ベースを示しております。人件費として約 19 億円。物件費として約 4 億円。施設整備費として約 9,000 万円でありまして、合計で約 23 億円掛かっております。

以上が事務局からの説明です。

<市長>

ありがとうございました。

冒頭で言いましたように、「誰一人取り残さない」という基本理念に立って、公教

育をどうするか、特に特別支援教育の充実が非常に重要になると思います。

そうした中で、先ほどもありましたように、こういう施設は、現行の法体系ですと、いわゆる、広域自治体である県に設置義務があります。市は設置義務がないのです。けれども、政令指定都市となっている本市においてこういった対応をした中で、少子化の中でも、子育てをする世帯が市が受け持つ区域に多く来られる。そこでこういった子どもたちが増える。だから、全体的に増えている中でも、市の管轄分の伸び方が急増しています。そういう中で、今の法体系だけでは十分処理しきれない現状です。だからといって、法律を直さないからお世話しないというわけにはいかない。その状況をどう考えるのかということを中心に置きながら、特に市だけの問題ではなくて、広島市が200万人広島都市圏全体のことも考えながらやっていかないと、部分最適だけでは全体最適との合成の誤びゅうともあり得るので、もっと広い観点から支援のあり方を考えていって、そして改めて本市の部分はどうするかというような、もっと根源的な話をしなければいけないと思うのです。その際、それらについて、一つ一つの問題解決をとにかくやればよいというだけでは片付かないことがありますので、例えば県市の役割分担の問題、それをやるにしても最終的には財政負担、こういった形でやれるだろうか、あるいはやるのだろうかということ、皆さんと広くかつ長期的に見ると、つまり問題意識から、それを処理するための具体的手段に至る現状についての姿を少し頭に置いていただいて、それぞれのところを例えばどんなふうにするのがいいのかとか、そういった話を、これから少しやっていただければと思います。それでは、それぞれの委員から意見をということで、よろしくお願いします。

<栗栖委員>

教育委員の栗栖です。よろしくお願いします。

まず、私は教育委員として、これまで特別支援学校の文化祭などの行事、それから各種学校訪問の中での特別支援学級、通級、大学病院での医療的なケア等、現場の方には何度か行かせていただき、その都度、現場の先生方が一人一人に丁寧に寄り添っていただいております。その御努力には本当に頭の下がる思いでございます。そのときに、こういった特別支援教育に関して、これから一体どうしたらいいのか、一人の個人として一体何ができるのかということに問題意識を持っておりました。今日は「今後の特別支援教育のあり方について」がテーマということで、この場ですぐ結論は出ませんが、自分なりに考えてみました。

最も重要なことは、やはり保護者と一緒に、障害がある児童生徒の皆さんに対してそれぞれの状況に応じた最適な教育の実現で、ここはもう変わらない部分だと思っております。それを考える際に、やはり時代背景についてのコンセンサスが必要だろーと思っております。我が国は大きな経済成長や人口増加を前提としない時代になっております。そのことをネガティブに捉えずに、大らかさを忘れず知恵を絞って状況に立ち向かう。その中で、冒頭市長も言われましたが、今言われているSDGs、いわゆる持続可能な社会の実現を目指さなければなりません。言い換えれば、これまでの競争と排除の論理から抜き出て、寛容と協調の社会を目指すということです。私はその中のキーワードが、大きな意味では国としてという考え方なのですが、「地域一体」

になると思います。後ほどの私の意見とつながってくるのですが、SDGs には、正に地域一体で対応しないとイケない時代になってきていると思います。そこで、教育大綱にも出ておりますが、本市の教育方針の 3 番目にあります、「一人一人が大切にされる」ということと、SDGs 中の「誰一人取り残さない」ためにどうあるべきかということが、関連付けられると思います。

ただ、今の事務局からの説明でも沢山の課題があります。今後も増えていくだろうということで、それはきちんと対応していかないといけないのですが、私のこれまでの企業経験では、こういうときにはいろいろな課題の項目を全部抽出いたしまして、あるべき姿がどうなのかということを考えます。現状とあるべき姿のギャップを認識し、そのギャップをプライオリティを付けて埋めていかなければならないのですが、正にこのギャップの埋め方に大きな戦略が必要になります。ここがキーポイントになります。その内容は、教員の人材育成の問題、予算の問題、広島市単独でできることは何かということ等多岐にわたります。場合によっては、今の予算の説明にもありましたが一部国の補助もありますので、国との連携。そういった場合にその役割分担がどうなるのかという大きな問題も抱える中で、そのあるべき姿を描いて、そのギャップを埋めていかなければいけません。ただ、そのあるべき姿のテーマは沢山あります。例えば、冒頭説明がありました特別支援学校と特別支援学級、通級のあり方もそうですし、義務教育後のいわゆる社会的自立に向けた就労支援体制についてもいろいろ考えもありますが、ここでは今朝、中国新聞に、市立特別支援学校の校舎増築について掲載されておりましたので、私の具体的なイメージを今日の新聞の例で申し上げたいと思います。

やはりこの増築という問題を捉えても、今希望者が増えておりますので、このままで本当にいいのかということです。どんどん増えていだけ増えたら増やしましょう、いろいろな地域も同じような課題があった場合に、その区域が増えたらそこを増やしましょうということで、本当に将来に向けてそれでいいのかということです。当面の課題はクリアしなければいけません、やはり、その元になる就学区域の問題を考える必要があると思います。先ほど特別支援教育は都道府県単位での対応ということですが、広島市だけでできること、就学区域も非常に複雑に入り組んでおりますので、場合によっては、そういった見直しも県と連携した方が、よりの確に対応できるのではないかと思います。先ほどの SDGs の考え方や、今の社会背景の中で、特別支援教育の希望者が増える中、その対応については連携できるところは連携して、対応していくという時代に来ていると思います。県と市が連携し、もし増やすのであれば、本当に新築は必要なのか。新築が必要なのであればどこにするのか。予算の関係もありますので、どこに建てるのか、既存の建物を利用できないか等、連携することによって、視野が広がってくるので、その広い範囲の中でデザインを描いていけばいいと考えます。

まとめてみますと、教育委員会が中心となって、今後の特別支援教育についてまず現状をきちんと分析をして、その現状の分析の中には現場の方やいろいろな方の意見を吸収し、あるべき姿ですから、場合によっては従来の枠組みを超えて、本当に障害のある方々に最適な教育を行うために、何をすることが一番いいのかということにつ

いて、グランドデザインをきちんと描く必要があります。もちろん特別支援学校の増造等当面必要な措置や当面の課題に対することはやっていかないといけないのですが、やはり長期的にはグランドデザインの実現に向けて。もちろん広島市が中心になって県や国、場合によっては広域の市町等、連携した方がベターな場合は、役割分担を視野に入れながら対応していけば、最終的に本市が目指す「一人一人が大切にされる」教育の実現に向けて推進できると考えます。そういう共通認識を全体で得ることが、まずは大事だろうと思います。個別の施策についての意見もありますが、今日は全体のこととして、冒頭述べさせていただきました。

<市長>

ありがとうございました。

いわゆる、方法序論といいますか、大きなテーマ枠を提示いただきました。

<伊藤委員>

今御説明いただいた資料を1から順番に見ていきたいのですが、資料1の下のグラフを見ますと、高等部の生徒数が増加しているだけではなく、小学部でも児童数の増加が見られることから、今後、小学部のお子さんが中学部、高等部へと進学されると、さらにこれからも特別支援学校の児童生徒数の増加が続いていくと思われまます。この傾向は、今インクルージョンというのが世界的な潮流ではございますけれども、それとは異なった方向に何か進んでいるように感じたのが率直な感想です。

でも一方で、特別支援学校の選択には保護者の意向が尊重されるのではないかと思いますけれども、近年特別な教育的ニーズのある子どもへの理解が浸透して、特別支援学校において一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい教育を期待する保護者の気持ちも理解できます。

さらに、その上のグラフを見ますと、国が目指しているインクルーシブ教育システムの構築に向けての取組が、広島市においても進行しており、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加があることが分かります。

しかしながら、実際に授業を参観させていただいておりますと、通常の学級において、そのインクルーシブ教育の推進を目指した授業開発であるとか教材開発、また方法論というのはいまだに確立しているとは言いがたいですし、特別支援に関する専門的知識が乏しい教員も少なくはないような現状があります。通常の学級においても、多様な子どもの教育的ニーズに応じた十分な授業が提供できて、保護者が安心して子どもを通常の学級で学ばせたいと思っただけのように、広島市においても更にインクルーシブ教育の授業を担当できる教員の確保及び研修が必要であると思います。

次に、資料2-3で、知的障害の児童生徒数の増加というのが、かなり顕著になってきております。それに対して、現在、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応すべく、増築や仮設校舎を整備していることを先ほど御説明いただきましたけれども、この増加傾向を見ますと、すぐに不足してくるのではないかと予想されます。特に、高等部へ進学する生徒は、特別支援学校の中等部からの生徒もいれば、地域の中学校の

特別支援学級の生徒、通常の学級の生徒が進学してまいります。そうしますと高等部におきましては、それまでの生徒の学習履歴が異なっておりますので、高等部で教えるにいくということが、先生方の声としてあるのも事実でございます。

そこで、生徒たちの進学先の一つとして単位制高等学校が考えられるのではないかと思います。さらに、その学校に生徒の教育的ニーズに配慮した教育が用意されていれば、多様な進路選択が可能な単位制高等学校で生徒の興味・関心、進路などに応じて科目を選択して自分のペースで学習に取り組むことができるのではないかなと思います。この高校には多様な進路選択を求めて、障害の有無にかかわらず進学できるようなユニバーサルデザインの学校であればいいかなと思っております。これからの特別支援教育を考える場合、先ほどの「誰一人取り残さない」ためには、これまでのようなみんな同じ内容を一齐に、そして同じ時間割で固定するのではなくて、その学びを柔軟に提供でき、選択できる仕組み作りというのが必要になってくるのではないかなと考えます。以上です。

<市長>

はい、ありがとうございました。

基本的に、インクルーシブ教育というものの捉え方と、多様な需要に応えるシステム、それを〇×で処理するわけにはなかなかいきませんから、それぞれどう調和させるかということ。そしてそれをやるためには、それを支える体制がいるのですが、最終的には、人材と財源ですよね。これも、限りがあるから理想どおりいかないところもあると。問題は、障害のある子どもたちが生涯を通じて考えたときに、生涯のライフステージを通じての、インクルーシブ、インクルージョンであって、勉強するときだけインクルージョンで、社会生活を始めたらエクスクルージョンになるというのは本末転倒ですから、勉強する期間はエクスクルーシブであっても、実際にまた社会生活に入ったときにインクルーシブな、インクルージョンの生活環境に行くための、いわば、トレーニング期間をどの過程でどのようにするかと考えると、それぞれのシステムをうまく配置して、そこでまた親御さんとか、御本人の気持ちも考えながら、実際に社会参加するときに、インクルーシブなものにするというような、あるべき姿を考えながら、配置するというのも一つじゃないかなと思います。ありがとうございました。

<西委員>

私は細かいところから迫るような話をさせていただきます。

資料の二つ目の1ページ目の下の資料ですけれども、先ほど小学部も中学部も高等部も、生徒数がどんどん増えているという傾向が見え、これは全国的な傾向と理解しております。ただ、その推移を見ますと、小学部の生徒が中学部へ、中学部が高等部へという以外に、高等部から入ってくる生徒さんがやはりここで増えているという現状がございます。一面的な見方かもしれませんが、就学支援に関わる手厚さが、やはり特別支援学校の方が先生の数も多いですし、就学支援に関わる機能ですとか、あるいは社会とのつながりですとか、そういうところが手厚いということがあり、高

校で就学に向けた道を開いていこうというふうな、そういう願いもあるのではないかなと感じました。

例えば、県立とか市立の高等学校の場合は、特別支援学級ではなくて、多くが通級学級のような形で実施されているのではないかと思います。通級学級で生活しながら就労しようというときに、出口の所で、もちろん学校の先生ですとかいろいろな就労支援、就学支援はあるのだけれども、多くは自分の力とか、保護者の力とか、地域の力を自分で探していきながら、そういう道も選ばざるを得ないという状況にあるのではないかと思います。

一つは、先ほどもお話が出ましたけれども、特別支援学校だけではなくて、今お話を聞きますと、定時制の高校ですとか、広島でいいますと、広島みらい創生高校ですとか、そういうところでも、かなり就労支援に関わる職業科ですとか、みらい創生ですと介護士の資格を取れるようなコースですとか、そういうのも視察のときに拝見しましたし、そういう特別支援学校以外の県立学校、市立学校でそういう就労支援に関わる職業支援のようなコースといいますか、そういう教育も少し充実していければ、特別支援学校だけに頼らないで、就労を目指すという生徒さん、お子さんも出てくるのかなと思いました。小学部も中学部もどんどん増えているのですが、地域には、特別支援学級を持った小・中学校が必ずあると思うのですが、保護者の御希望で、そこに行かないで特別支援学校の方へ行く、そうではなくて地域（の小・中学校）に行きたいという方もありますし、特別支援学校の方を選択される方もありますけれども、特別支援学級の教育を充実させることで、バスで1時間も掛けて通わなくても、地域にある重点的な特別支援学級を持ったその（小・中）学校へ行けば、そこに例えば特別支援教育のコーディネーターや、専任の先生がおられ、研修を積んだ教員がおられ、そこでも充実した教育を受けられるという環境が育っていけば、特別支援学校だけに集中するという状況も幾らか緩和できるのではないかなと思っております。バスで1時間以上掛けて通学するというのは、ハンデを持ったお子さんにとってはかなりの負担だと思いますし、そのことがやはり大きなネックになりながら、しかし、特別支援学校を参観させていただきますと、このような設備の良い、しかも充実した教員の支援があり、こういうところで子どもを勉学させてみたいなという気持ちも大変よく分かりますので、そこへ集中するというのも理解はできるのですが、そこだけに頼らない、特別支援教育を担う教員の充実、養成をしっかりとすること、そしてその先生方にもしっかりと研修を積んでいただくこと、地域（の小・中学校）で特別支援学級を何とか厚みのあるものにしていくこと、そのような方向もあるのかなと考えました。以上です。

<市長>

ありがとうございました。

今の御意見は、特に特別支援学校における右肩上がりの小・中・高（等部）、取り分け、高等部が増加しているということについての要因、それを緩和するためには、もう少し、先ほどの話でいくと、インクルーシブ教育という視点から、各学級でのキャパ受入れを増やし、量的にも増やし、質的にも充実すれば、選択肢が増えるという

ことで、あるいは取りあえず、(特別)支援学校以外で、(広島)みらい創生高校のように、他の高等学校などでも通級による指導を実施すれば高等部の増加も抑えられるのではないかと、こういう御指摘でした。正に選択肢を増やすということで、特定のところに人が行き、そこでまたマンモス校になって、逆に、教育がおろそかになるということを緩和する要因といえますか、一つの方法かも分かりません。

<秋田委員>

今日の新聞記事を見させてもらうと、近年知的障害の療育手帳を持つ子どもの割合が増えていることが影響していると書かれていて、私が経験する中でも、40代の男性を療育センターや児童相談所が併設されている知的更生相談所に受診を勧めて、軽度の知的障害があることが判明した男性であるとか、なかなか仕事が続かないということで、市の精神保健センターに紹介をしたら、発達障害であることが分かったとか、今まで見過ごされてきた方が多いので、そういう意味では、保護者の特別支援教育への理解が深まって(療育)手帳が必要な人が取れるような環境になってきているというのは、とても素晴らしいことだなと思います。それによって子どもさんが生きづらさを少しでも減らして、特性を生かして、生き生きと暮らせる、「誰一人取り残さない」ということになっていくのだろうと思います。

そういう意味で、特別支援学校の児童生徒数が増えているということに対して、対応を前向きに考えていかなければならないと思うのですが、市か県かというのは余り保護者はよく考えない、分からないことですので、県に義務があるということですが、やっぱり住んでいる地域に近い所、通いやすい所に設置をしてほしいと望むものですから、市と県で協力をして、先ほどの予算の関係などから既存の建物を生かすとか、少子化の背景も踏まえて検討いただきたいなど。みらい創生も、県と市で協力して造っておられるということもありますし、通学区域の弾力化というものも考えていただければなと思っています。

あと、資料1の枠の中で、近年自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数の増加が顕著であるとありますので、特別支援学級の中でも、こういった学級の児童生徒数の増加が顕著ということなので、こちらでも特別支援学級の指導員の配置であるとか、特別支援教育アシスタントの配置とか、特別支援教育コーディネーターの位置付けと記載されておりますけれども、その人員、専任の人を増やすであるとか、アシスタントの研修を充実させるとか、あるいはアシスタントさんと担任の先生との連携、情報共有の強化といった、細々とした、きめ細かな運用なども、やはり見直していかなければならないかなと思います。

情緒障害の通級クラスを見学させていただきました。非常にきめ細かな授業がなされていて、感動したのですが、ただ、それを見ながら、こういう教育を受けられる子どもさんがどれだけいらっしゃるのかなど。やはり見学をさせていただいたお子さんも、保護者の方がお仕事を休まれて、通っている小学校とは違う小学校まで車で送迎をなさる必要があるという保護者の送迎の負担というものも、保護者の理解というものもないと、通いたくても通えないということがありますので、できれば自分の子どもさんが通っている学校で、同じような支援が受けられるのが一番ではないかなと

思います。もちろん自分の子どもの通っている学校じゃない方がいいという方もいらっしゃると思いますが、それは選択を認めれば良いと思いますので、できれば、地域の方で充実した支援が受けられるようにということを望みます。以上です。

<市長>

ありがとうございました。

知的障害などは、ある意味で社会的な状況の中で、潜在的なものとしていたのがいろいろな形で顕在化してきて、顕在化することに対する対応が可能になったということで、またそれが顕在化を促進するという、そういう循環に今入っていると思います。

そうした中で、対応するための措置というものをやはり講じていく。県、市、国の対応の中で、最終的には財源と、それらをお世話する方々だって皆生活がありますから、その方々が生活をしながら支えるために、少し大掛かりな教員の、そういうことをするための養成システムもまた別途要ということですが、今の世の中全体が成熟社会といわれているのは、そういったことをする余裕が少し出てきていると。しかし、皆さんの希望にかなうだけ、十全に対応できるかというところはまだ成熟しつつあるけれども、完熟していないわけです。成熟に向けていろいろな措置を断片的に、メニューはそろっているのですが、そのメニューの全てをやるというわけにはなかなかいかないで、どこに力を入れ、どういう形で対応していくことが、問題処理をしなければいけない個々人の家庭、家族、個人にとって望まれるのか。それも選択というか、いろいろな考え方がありますので、こうしなければならないというやり方ではいけないので、非常に難しい局面なのです。100点は取れないとしても合格点が取れるように、いろいろな意味で、60点、70点取れるようにするための政策を、メリハリを付けながらやっていくというくらいのことをしていかないといけない。そんなステージかなと受け止めました。

<井内委員>

私ですね、7、8年前に教育委員を拝命したときに、特別支援学校、出島に初めて足を踏み入れました。そこでものすごく感銘を受けたというか、プールは温水プールですし、運動場には芝生があります。それで、通常の小学校でこんな所あるだろうか、中学校でこんな所あるだろうかと思って、本当に素晴らしいと思ったのですが、逆に考えると、広島市って豊かなのだなと思ったのです。今、費用を見せてもらうと、年間23億ぐらいつぎ込んでいますよね。それであの施設を造るときに80億。これだけのお金が出せる広島市の力というのをつくづく感じた次第です。

それで、今日の主題というのは、財源や人材のことも含めて、今後こういう教育をどうあるべきと思うか、それを皆さんで考えようということなのかもしれませんが、基本的にはやっぱり効率化を図って集約すれば費用は減るのではないかと考えるのですが、この特別支援教育の場合は、集約することというか集中化させることが決してプラスではないような気がするのです。というのは、この広島広域都市圏で200万人の人口がいて、これだけ県立の学校も分散していますよね。こういう状況というのは保護者

の視点で考えると、自分が送り迎えできる所というのは前提で、全国的に見るならば寄宿舎があり、週末だけ迎えに行くと、通常のウィークデイは預けっぱなしにするという所もあるようですが、やはり親御さんの立場から言えば、日々迎えに行くのがルーティーンになっているだろうと思うので、それで通える範囲内で、なおかつ施設として素晴らしいものを求めておられるのが、保護者の観点ではないかなと思うのです。ですから、先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、今ある学校、知的障害に関してだけの分布の地図でしたけれども、やっぱり中身を充実させるために、そこにどういう人材を配置し、どういう設備を整えていったらいいか、全部出島（の広島市立広島特別支援学校）のようにできるとは思いませんけれども、あれをモデルにして、どういう形で運営をしていけばいいのかということについて、もう一度皆さんで、県も市も含めて考えてみる時点なのではないかなという気がします。

今のグラフでも分かったように、これからは発達障害と俗に言われてきたアスペルガー（症候群）とか自閉症、学習障害等々、いろいろ皆さん、保護者の皆さんも関心があって、うちの子はそうじゃないかということで受診をされる方も多いと聞いています。ですからますます、今は8.8%という話ですが、これは増える可能性がかなり高い。その中でさらに、もう少し重度な知的障害という場合には、特別支援学校へのニーズも減ることはないだろうという前提で考えると、これは今の時点で、増えたら造ればいいというのではなくて、これをどう分散させていくかというような、むしろ経済効率から言えば非効率みたいな考えだけれども、そちらの方がいいのかなと今は思っています。

そうすると、結局、教員の方の確保、これは大切ですよね。今、特別支援学校等の先生になろうと思うと、特別支援教育の免許状と小・中・高の教員免許と両方要ります。それで今は、みなしで特別支援教育の免許はなくてもできるとなっていると聞いているのですが、早急にその辺を整理して、これを実現するためには今後5年、10年のスパンで考えたときにどのぐらいの人材確保がいるのかということをやすべきだと。私が特別支援学校などに行って、先生たちの姿を見せてもらおうと、やっぱりこれは、生半可な覚悟でできる仕事ではないなとつくづく思うのです。ですからそのための教育ってすごく大切だし、またこれを担ってくださる人を養成すること自身が、やはり本当の意味での豊かな日本になるためには必要なのではないだろうか、皆さんで障害のある人を支え合う体制を作るのは、やはり必要なことだと思っています。

それが1点ともう一つ、今の時点で思っているのは、実は、高校を卒業した後の就労の問題です。私は、特別支援学校に行ったときに普通科の職業コースで、クリーニング屋さんのアイロン掛けなんかをしている子どもたちを見たりして、これがすぐ社会に出て就労につながっていくという教育をされているということに、非常に感銘を受けたことがあるのですが、他のところは余り見ていないので分かりませんが、農業とかですね、他の簡単な工業分野、商業分野のコースというのも少し広げていくべきだと。私も実は自分のめいが脳挫傷を小さい頃に起こして、今でも、四十何歳ですけれど、作業所で作業しながら暮らしているのですが、一番の問題は、親が年を取ってきて亡くなった後、この子たちはどうするのだろうかということが非常に気になります。我々が本当に豊かであるということは、そういう人たちを親がいなくてもカバ

一していけるだけの体制を作るということがすごく必要で、求められていることだと思うのです。それで、一時、前にニュースになりましたけれども、障害者雇用促進法でしたか、あれも目標に達してなくて、なんとお役所さんが数値をごまかすということがあったようですけれども、これは私が見る限りでは、皆さんがやっぱり理解度が進んでいないのだと思います。知的障害でもすごくいろいろな、多様なものがありますし、身体障害でもそうですけれども、それをもう少し皆さんが広い気持ちで受け入れて、その人たちが親がいなくても自立した就労をして、人生を全うできる形を目指さないと、学校の中だけで完結する話では全然ない。先生がいればできるという、じゃあ一人で暮らしていけと言われてときに、この子たちが本当に暮らしていけるだろうかということについても、やはり我々はもう少し関心を持っていかないといけないのではないかなという気がしています。それこそが本当に豊かな、ユニバーサルデザインも含めて、社会全体がノーマライゼーションという言葉で語られるような、障害者の人たちも一緒に過ごしていける社会の構築につながるのではないかなと思っています。以上です。

<市長>

ありがとうございました。

こういったハンディキャップのある人が将来自立して生きていくためには、教育課程での修練の仕方について、もちろん独立していないわけですから、親御さんのお世話を受けながら、そういった教育が受けられる施設をどういうふうに配分するか。専門的な施設をどこか一か所に限って、そこに連れていくというのは、そういう方がこの社会の中でごく少数しかいないと、そのための施設を分散化する必要はないから、まとめて集中的に人材投資すればいいという考えが働いた当時は、どこかに一か所。しかし、そういう方々が実際、潜在的なものも顕在化してくると、多いじゃないかと。そうすると、そういう所に集める以外に、例えばそのハンディキャップの程度に応じて、能力差というぐらいの意味付けで通常の教育施設の中で支援できるようにということ念頭に置いて、インクルーシブという言葉を使いながら、通常の所でも受け入れられるようにしながら、本当に限られた方々を集中する所に、として進んだのですけれども、やっぱりそれも多ということになると、そういった施設をもう少し分散化するという進展になっています。そして、そこで最後、親御さんたちの援助がなくても生きていくために、その方が世の中で働いて稼いで生活できるという、そういうところに送り込むために、就労という生活パターンが要るのでそこで職業訓練をやる。そして雇う側も、ハンディキャップというのを、例えば能力はフル稼働できるのが100%から数%までというその能力分布を見ながら、自分たちの営み、業のどこに張りつけるといいかということ丁寧を考えてもらおうと、その方々が分布している程度の雇用ができるだろうということ障害者の雇用につながっていたんですね。けれども、そうするとせっかく健常者で効率よくやっているのだから、企業競争に負けるから、雇わなくてもそのペナルティー分だけを払っておけばいいじゃないかということで、そういう需要をくんで障害者の雇用率を作ってしまったんですね。そして、やっぱり企業競争で負けたくないからということで、皆が同じようにするという

なればいいのですが、効率性を追求する企業を見ると、つついそつちに寄ってしま
って、じゃあその要請を解除するために、どうしてもやるのだったら、障害者ばかり
が集まるような、仕事を集中した特定の会社を作って、そこにまとめて発注すると。
そうすると間を取るから、インクルーシブでもあるし、エクスクルーシブでもあるか
ということで、今はそういう「特例子会社」を少し認めるということで、雇用率の達
成ということになっています。本当に能力の差を利用しながら全体として皆が参加で
きる会社を作って、それを、前提に皆がやりましょうという意識改革が貫徹できれば
この問題はないのですけれども、なかなか、持っている者がいるとそつちのほうにひ
かれるというのと類似の問題がありまして、これをどこまで理想に近づけるかとい
うことなのです。そして親御さんがいなくなった後も、少なくとも国全体でできな
いとしても、ローカル、地域全体で共助の世界を作って、産業で一次産業、二次産業、三
次産業などで、比較的能力的に多少ハンディキャップがあっても、ルーティンワーク
でうまくこなせるといふ作業があれば、そういったところに行ってもらふような分布
システムを作って、地域全体がそれを享受して、そこで多少コストが掛かっても、物
を皆が購入してあげて、その方々の生活を支えて循環経済を作るといふぐらいのた
ころまで明確な目的意識を持ち込んでやっていかないと、なかなかいかないんです。
国全体でいうとまた、諸外国との関係で、そこまで行ききらないから、まず効率性、論
理性ということをついつい優先してしまう、そんなことを思いながら聞いていま
した。いずれにしても、共助の精神という理想と競争社会の中での調和をどの辺に
求めるかということがすごく重要なのではないかなと思います。

<教育長>

私もいつもここへ来て立場が難しいのですが、今までの話の中で私なりの考えであ
るとか、また今日の話聞いて、今後、こう考えるべきかなと思っているところのお
話少し触れたいと思うのですが、その前に、今、委員さんがおっしゃった中で、事
実確認をしたいことがあったものですから、事務局が分かれば、今日の議論とも関
わるのですけれども、都市圏の特別支援学校に寄宿舎というのがあるのかというお話と、
もう一つは、教員免許の話がありました。二種、免許が要るのだと思うのですが、必
須ではないはずなのですが、今の取得率が分かれば教えてください。

<特別支援教育課長>

県内の特別支援学校で寄宿舎を設けているところはございます。

<教育長>

都市圏ではあります。通学区域を議論するときに、このエリアが通学エリアなの
か、通学エリアでは無いのかということ。

<特別支援教育課長>

知的は無いです。ろうとかならありますけど。

<教職員課長>

はい、それでは免許の取得状況についてですけれども、先ほど御指摘いただきましたように、(教育職員)免許法によって、特別支援学校に勤める教員については、小学校から高等学校の免許のほか、特別支援学校の免許が必要とされています。本市の特別支援学校の教職員のうち、現在、58.7%が特別支援学校の免許を取得しております。以上でございます。

<教育長>

はい、ありがとうございました。

それでは、大きく二つについて。一つは、今日の本論とは少し外れるのですが、多くの方が触れられたインクルーシブについて。

私は、このインクルーシブ教育と、この特別支援学校、特別支援学級、あるいは通常の学級は対立する概念ではなくて、そもそも特別支援教育そのものが、いわゆるそのお子さんの将来における自立であるとか、社会参加を促していく、できるようにしていくためにそれぞれの抱えた困難を改善したり、解消したりということをする、それが教育なのだと思います。ですから、個人が将来、インクルーシブな社会、正にノーマライゼーションの社会に生きていく上では、通常の学級に通いながら、通級でいろいろ指導を受ける。あるいは、特別支援学級に通って、その学校の中で、給食の時間とか掃除とか、通常のお子さんとの交流の時間を設ける。あるいは(特別支援)学校という、困難度の高いお子さんが通う学校を設け、そこには専門性を持った教員、それから設備もあるというような形で、そういう環境を整えてあげるというのは、それぞれにおいて必要なことであると考えています。そういう中で、特別支援学級がそれぞれ質を上げていかないといけない中で、もう一つだけ言わせていただくと、確かにこれ(グラフ)を見ますと、(特別支援)学校(の児童生徒数)も増えていますが、(小・中学校の特別支援)学級も、もう急激に10年で2倍ぐらいに増えている。ということは、分かりやすく言えば、担任がそれだけ新たに必要になってきているということなのですが、必ずしも特別支援学級の担任は特別支援教育の専門教員ではないという中で、学級がどんどん増えている。そのため、そこを受け持つ先生の質の向上のための、これはやはり研修ということになるかと思いますが、そういったことはしっかりやらないといけないなと思います。

それで、今日の本論の(特別支援)学校のお話で言いますと、冒頭、栗栖委員がおっしゃったアプローチの仕方として、あるべき姿を考えて、そのギャップを埋めるための戦略を考えるということがございました。これはごもつともだとお聞きしつつ、一方で、実際の行政をあずかる場にいると、いろいろなハードルというのが頭に入ってくる。そこにやはり何となくブレーキを踏んでしまう。理想はこうだけれどもというようなところがあったなど、ここは反省するところでありまして、改めてそういうお言葉を聞いて、今日の議論の中で本当にあるべき姿をまず、皆で議論しようじゃないかというところはすごく大事だなと、また今日の結果を踏まえていろいろ考えていきたいなと思いました。

そういう中で、1点、就学区域の話がありました。就学区域の話というのは、県市

の役割分担といいますけれども、その前に通学について、確かこれは西先生の、1時間掛けてという話がありましたが、1時間掛けても（特別支援）学校を選ぶというのは、さっき言ったように保護者がこの子の将来を見据えてどこがいいかというのを考えた結果として、重いお子さんはやはりこちらを選ばれる。ただしその1時間というのがこの地図を見ても分かるように、本市の特別支援学校の就学エリアというのは、比較的、いわゆる旧市といわれるエリアと安芸区というエリアで、割と小さくなっていますけれども、その他のエリアは市域を外れた所までみると非常に広範囲で、先ほど聞いたときに寄宿舎は無いという、確かにこれはどうやって通っているんだろうという目で見ると、この配置というのをどう考えるんだろうか、もし通学時間において著しく負荷が掛かっているようなことがあれば、これは、やはり県と一緒に考えていく必要があるかなと思いました。

また、通学時間以外でも、このピンクのエリア、非常に狭いですが、本市の特別支援学校の就学エリアは、中区、西区、南区、東区、安芸区の五区ありますから、足すと人口でいうと60万超になるはずで、60万超に一校体制であるということ。この黄色いエリアは、広いですが、メインは安佐南区と安佐北区で、ここは合わせて40万ぐらいで、結局そこは県は二つに就学区域を分けました、という形に今なっているんですね。あとは廿日市特別支援学校にしても呉にしても、おおむねそのくらいの人口規模で、それからいうと、確かに広島市立というのは60万を超えるところで一校でやっているから、グラフも突出して児童生徒数が多いというのは、その結果としてなっているんだなと改めて思いました。そうは言いながらも、先ほど井内委員がおっしゃったように分散化というか、ここをどう考えるのかというときには、立地として偏っている、あるいは規模が大きいから、じゃあもう一つ考えるかというようなときになると、比較的真ん中にありますので、別の所に置けば、当然就学区域をもう一遍、全体としてどう考えるのかなというのはやらないといけないと思います。ただし、その場合においても、県との調整が要りますし、また、もっと大きな話として、特別支援教育というのが、先ほど（特別支援教育）課長の説明にあった、歴史的に見ると半世紀ぐらい前に義務化されたということで、恐らくその当時はスペシャルな、正に特別な存在で、県下に一つあればというようなところからスタートして、今やもう桁が二つぐらい対象の子どもさんが増えて、一定の子どもさんがいれば、ある意味ではさっき言いました、（小・中学校の）特別支援学級が地域にあり、特別支援学校というのも必要であり、大きな都市であれば当然その中に幾つもある、あるいは、一定規模の市においては、当たり前前の存在になってきている、歴史的に見ればそういうことですので、いろいろなハードル、たがを外すならば、県とどういうふうに役割分担するか、最初、栗栖委員がおっしゃったようなところのあるべき姿を求めていく必要があるのかなと受け止めました。

ただ、当然それには財源負担の話がありますから、今の国のいろいろな財政の支援といいますか、仕組みの状況からするならば、大きな負担が出てきますし、県との財政調整もありますので、そこはもう少し時間の掛かるころかなというところですが、それに向けていろいろやっ払いこう、協議をしていこうというふうに、今日のお話の中で受け止めたところです。

あと、井内委員のおっしゃった部分については、これは市長がお答えになったのですが、御本人の教育とあとは社会の理解、それから企業側の理解、さらには、最後はやはり、福祉の公助の方できちんと生活を支えるというところでカバーしていく話だなと思いました。

そのような中で、短期・中期・長期という考えで考えたときには、まずはやはり今の児童生徒の増加として、ともかく目先、何とかしなければいけないということで、今回増築を（補正予算案に）上げました。このままここに建てて良いのかというのが栗栖委員から冒頭ありました。それが先ほど申しましたように、確かに規模からこのままいくと、非常に大きな人口の中の1か所にどんどんやるのがいいのだろうかというところは次の課題で出てこようと思っています。

そこを考えたときに、いろいろ考え方がありまして、一つは、特別な支援を要するお子さんというのは非常に増えていますが、一方で、今回グラフで示したように、児童生徒数全体はもう減少局面に入っていて、ある意味では受皿、施設群とすれば、学校というのはトータルで見れば、どんどん空きが出てくるという状態になりますので、これはまたうまくかみ合うかどうかは分かりませんが、視点とすればそういう既存の施設を活用する余地というのも選択肢の一つとしては考えていくこともあるかなと思います。

また、新たな場所に新たなものをもし考えるということになるとすれば、やはりこういう学区の就学区域の見直しを併せてやる必要がありますけれども、県との役割分担という中で、そっくり県のを市が取るといふようなこともあるかもしれませんが、一方で、我々で言うと高等学校で非常に良い例で、（広島）みらい創生高校、県立の定時（制）・通信（制）を市立と統合して一緒にやりましょうということで、共同設置という形で整理したということもありますので、そういうような選択肢もあるだろうというところを、今日の御意見をお聞きしながら踏まえて、また県とも話をスタートしてみたいなとまずは思いました。

<市長>

はい、ありがとうございました。

今までの各委員の御意見も踏まえて、いつもやっている立場からすると、ハードルがいろいろあるということをお紹介いただいたと思います。取り分け、理想と現実のギャップを埋めるための方法を実際考えたときに、ついブレーキが掛かるというのは、埋めるための具体的手続をいろいろ考えていっても、最終的には財源の手当てというところに実はぶつかるんですね。ですから最後の資料を見ていただくと分かりますように、今の施設群を年々運営していくために、23億からのお金を投入していますし、そういったものを造るときに八十数億掛かっていると。こういったときに、もともとの発足が本市（人口）三、四十万（人）の市だったところに、その当時、各市町村で単独でそういう施設を造るのは大変、人数もそんなに多くない。だから、県の方に、県として市民から税金を上げていればそれを使いながら、国も支援するから造りましょうねと、そこは義務でいいですよと踏み切ったのですけれども、そのときの配置図を前提にしながら、本市は近隣町村を合併していきましたから、合併していっ

たことで各町村が持っている予算規模を足し上げていって、今一般会計 6,000 億の大きな市になって、県内でも人口の 4 割を占める自治体になっていると。しかし、合併前の地図を前提として、ある意味でこういう特別支援学校ができていると言っても過言ではないですね。そして、そこら辺の、各合併された町村のお金も頂いて、この広島中央の所に、市立特別支援学校を造っている。ほかの所は県は、県税をそこでもらいながら、国とのプラスでやっていると。その仕掛けを抜本的に見直していかないと、県市の分担見直しができない。管轄見直しも、そういった財源調整みたいなところもやらないと、全体調和が取れないのです。そこにまた送り込む先生方の話もそうでありまして、先生方の採用から人事まで全部、政令指定都市ということで、市の管轄区域の学校が全部こちらによろやく、つい 2 年前に移りました。そういったこともしないと全体の調整が取れないというのはございまして、それは市民の目に見えませんが。言われるように、市立・県立、関係ないじゃないかと、やればいいじゃないかということなのですが、ただ、今の国・県・市の、そういうお金の回し方、集める税金の規模とそれの使い道まである意味で標的になっていますので、それを解除するための手続ってというのは、自治体間だけでやろうとすると、ひょっとすると、国の法律まで、あるいは国の所管まで、了解を取るということをしなければならないというようなことがあります。

そういうこともある中で、一つこの問題は、今知的障害（のある児童生徒）を抱えている親御さんたち、今解決してもらいたいという、そういう問題意識と、将来的に子どもたちの数がどうなるかが一つと。それに合わせて、そういう方々が出る頻度を考えたとしても、トータルで将来はそんなに伸びないかなと先のことを考える対応と、同時並行で調整してやらないと、現下の対応と将来見込み、将来起こり得ることを、どの辺りで調和させるかということは、実に悩ましい話でありまして、将来こうなるのだからそれを見極めない限り何も手当てをしないというわけにはいかない。今ある問題を解決しなければならないと、こんな取組をやっているということも頭に入れていただくと、必ずしも十全な対応じゃないということの現状説明にしかありませんけれども、そういう意味での御理解を頂ければと思っているところであります。

いずれにしても、非常に大きなテーマで皆さんにお諮りしたところ、貴重な意見を頂きまして、ありがとうございます。私自身は、こういった協議をこういった場でさせていただくこと自身が、とても重要なことだと思ひまして、問題意識をまず皆さんで共有した上で、それぞれの立場でやれることを、できる限り追求し、そして、それを検証する中で、あるべき姿が決まっていくと思うのです。そのときに特定の発想で物事をやっていこうとすると、ゆがんだ形でモデルができると思ひますので、これをまずスタートにすると。そして特別支援教育のあり方についての、やはり問題意識等々オープンになりましたので、改めて県市の役割分担とか、それから（特別）支援学校の適正規模の配置、そしてその施設整備や運営と、そういったことに係る国・地方の費用分担、これらも併せて、うまく、こういう方向で調整するという考え方を整理できるのではないかなと思ひました。

そしてそれに対する解決策を具体化するための、精緻な制度設計とか、長期的にどういうふうやっていくかという計画を見てもらって、また議論するという作業が必

ず要るのではないかなと思いましたが、今回頂いた御意見を踏まえながら、教育委員会も大変ですけど、宿題を作ったのではないかと考えております。

一方で、今日新聞を見ていただいて分かりましたように、先ほど申し上げた現下の起こっている事象を解決するための、これも先のことを見据えながら、やらないといけない、先のことのできていないから対応しないというわけにはいかないの、議論の仕方は今申し上げたような将来ビジョンを作るという作業と同時並行で、特別な教育的支援を今必要とする、今増加している児童生徒さんというのを、現下の問題に対応するための、今あるシステムの改良・改善ということで、同時にやっていくということで、この12月の（市議会）定例会に、（広島特別）支援学校の校舎の増築と、それを絡めて仮校舎の設置を実施するための補正予算（案）を出したいと思っております。決してこれは一方的に膨れてマンモス校になって、マンモス校の先生方の管理とか生徒さんの指導がおろそかになるというような問題を狙ってやっているわけではなくて、当面の問題をクリアにしながら、次のプロセスを、とそんなつもりで出しているの、御理解いただきながらということで。市議会でもそういったスタンスで、きちんと対応していきたいと思っております。

いずれにしても、大局的な課題と現下の課題双方を見据えて着実にやっていきたいと思っておりますので、これからも御協力いただくようお願いしたいと思います。そろそろ時間が参りましたので、進行役を事務局に返します。

<政策企画課長>

皆様御協議いただき、どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。